

1. フロン類回収業者の役割

役割1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた時は、他のゴミの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。

使用済自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割2 基準に従ったフロン類の回収

フロン類回収業者は、回収基準（フロン排出抑制法に同じ）に従ってフロン類を回収する必要があります。

フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。

※回収の都度の入力状況（%表示）が、電子マニフェストシステムのメニュー画面上で表示されますので、これが低い場合には適宜状況を確認し、必要な都度入力等を実施してください。

※なお、再利用を行ったフロン類の量等については、フロン類年次報告のために各事業所において把握しておくことが必要です。

役割3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施

回収したフロン類は、再利用する場合を除き、自動車メーカー等が定める「引取基準（性状・荷姿・引取方法）」に従って、自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。

※引取基準に適合しない場合、原則として引取拒否となり、フロン類回収料金は支払われませんので、ご注意ください。

大型ボンベ・専用パレットの運搬についてはフロン類運搬基準（フロン回収破壊法に同じ）に従うことが必要ですが、フロン類回収業者の業務負荷を軽減するため、「指定着払い方式」を用意しておりますのでご利用ください。

大型ボンベ・専用パレットを自動車メーカー等に引き渡した時は、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります。

使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

※ 引渡しの際は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

役割5 フロン類年次報告の実施

毎年度終了後1ヶ月以内（4月末まで）に、事業所ごとに前年度の自動車メーカー等への引渡数量、再利用量、保管量につき、電子マニフェストシステムにより年次報告を行う必要があります。



以上の役割を果たさなかった場合、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、フロン類回収業者の登録を取り消される場合があります。

フロン類回収業者の業務に関連するその他のマニュアル

役割2・3・5 : 「フロン類回収工程の実務詳細マニュアル」をご覧ください。

● フロン類回収業者の業務の流れ

→ 物の流れ ⇨ 情報の流れ ⇨ その他の情報の流れ ¥⇨ お金の流れ

